

工事監理業務に係る最低制限価格設定について（お知らせ）

平成24年4月1日以降に公告する予定価格（税込み）が100万円超の工事監理業務について、より一層の適正履行の確保を図る観点から、下記の算定方法により、最低制限価格を設定することとしますので、お知らせします。

記

1 予定価格（税込み）が100万円超の工事監理業務に係る最低制限価格の算定方法

業 務 種 別	算 定 式（合計額の1,000円未満を切捨て）
建築工事監理業務 建築設計業務及び設備設計業務と同じ算定式	$\text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費の} 60\% + \text{諸経費の} 60\%$
土木工事監理業務 建設コンサルタント業務及び造園業務（国土交通省（新基準））と同じ算定式	$\text{直接原価（直接人件費} + \text{直接経費）} + \text{その他原価の} 90\% + \text{一般管理費等の} 30\%$
土木工事監理業務 建設コンサルタント業務及び造園業務（国土交通省（新基準）を除く）と同じ算定式	$\text{直接業務費（直接人件費} + \text{直接経費）} + \text{技術経費の} 60\% + \text{諸経費の} 60\%$
設 定 範 囲	予定価格の3分の2から85%までの範囲

2 適用時期

平成24年4月1日以降に公告する案件から適用します。